

海外学校交流等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 公益社団法人宮城県観光連盟では、海外の学校（以下「海外学校」という。）が教育旅行先の地域における学校との交流を重要視する傾向にあることに鑑み、訪日教育旅行の拡大を図るため、教育旅行で来県した海外学校との交流を実施する県内の学校及び教育旅行で来県を予定している海外学校の視察を受け入れる県内の学校に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で海外学校交流等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(交付対象者)

第2 補助金の交付対象者は、県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（県内の専修学校に限る。）（以下「学校」という。）で、教育旅行で来県した海外学校と交流する学校及び教育旅行で来県を予定している海外学校の視察を受け入れる学校とする。

(交付対象事業)

第3 補助金の交付対象となる事業は、以下のとおりとする。

- (1) 学校が実施する海外学校と交流する際の活動
- (2) 学校が教育旅行で来県を予定している海外学校の視察受入

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、交付対象事業の実施に係る経費とする。

(補助金額)

第5 補助金額は1回の交付対象事業実施に要する実費とし、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げるものとする。
2 補助金の上限額は、1回の交付対象事業実施につき10万円とする。

(補助金交付のための手続)

第6 補助金の交付の申請、決定等に係る手続は、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）に規定する手続の例による。

(交付申請書)

第7 補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、交付対象事業実施日の10日前までとする。

(補助事業の中止等)

第8 補助事業者は、交付対象事業を遂行することができない場合、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、予め、別記様式第2号により会長の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第9 事業実績報告書は、別記様式第3号によるものとし、申請者は、交付対象事業完了後、30日以内に会長に提出しなければならない。
2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、以下のとおりとする。
交付対象事業の実施に係る経費内容及び金額がわかる書類

(概算払等請求書)

第10 交付対象事業の遂行上、補助金を概算払又は前金払により交付する必要があると会長が認

めた場合における請求書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。